

経 済 産 業 省

20181108貿局第2号
輸出注意事項30第25号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年11月16日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>I～II (略)</p> <p>III 特定包括許可</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 特定包括許可の申請手続</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 継続的な取引関係等について 継続的な取引関係等とは次の①及び②のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①輸入者又は取引の相手方について</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の輸入者向けの輸出であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器 ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置 ・<u>輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる圧力計のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる圧力計</u> ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る） ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ 	<p>(略)</p> <p>I～II (略)</p> <p>III 特定包括許可</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 特定包括許可の申請手続</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 継続的な取引関係等について 継続的な取引関係等とは次の①及び②のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①輸入者又は取引の相手方について</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の輸入者向けの輸出であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器 ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置 ・<u>輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる圧力計</u> <u>(新設)</u> ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る） ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ

- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

②需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について

a)～c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの

- ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
- ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる圧力計のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる圧力計
- ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

6～11 (略)

IV～VIII (略)

[別表A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

②需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について

a)～c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの

- ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
- ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
(新設)
- ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

6～11 (略)

IV～VIII (略)

[別表A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

[1の項] (略)

[2の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	い地域②	ろ地域（ ち地域を 除く）	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項（ 3）に掲げる貨物であって、 貨物等省令第1条第3号 に該当するもの（ <u>試薬、標 準物質、医薬品の開発のた めに用いられる評価用の化 合物（治験薬を含む。）又 は医薬品として使用される ものに限る。</u> ）のうち、輸 出申告の際の重水素の原子 質量の総量が1キログラム 未満のもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[3の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ②（ち 地域を 除く）	に地域 ②（ち 地域を 除く）	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[1の項] (略)

[2の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	い地域②	ろ地域（ ち地域を 除く）	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項（ 3）に掲げる貨物であって、 貨物等省令第1条第3号 に該当するもの（ <u>試薬又は 標準物質として使用される ものに限る。</u> ）のうち、輸 出申告の際の重水素の原子 質量の総量が1キログラム 未満のもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[3の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ②（ち 地域を 除く）	に地域 ②（ち 地域を 除く）	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

輸出令別表第1の3の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第3項に該当するもの	特別一般	特別一般	特定	特定	—
---	------	------	----	----	---

[3の2の項] (略)

[4の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域（ち地域を除く）	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項（22）に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロに該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]・[6の項] (略)

[7の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------	------	------	------

[3の2の項] (略)

[4の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域（ち地域を除く）	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項（22）に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]・[6の項] (略)

[7の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)～(23)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ又は第17号の2～第24号までのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)

[8の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロ又はニに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[9の項] (略)

[10の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)～(22)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ、リ又は第18号～第22号までのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)

[8の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハ又はホに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[9の項] (略)

[10の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域

輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニ又は第9号の3に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[11の項] ~ [15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／
 特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項] ・ [2の項] (略)

[3の項]

提供地	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ② (ち地域を除く)	に地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表項番					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの					

輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[11の項] ~ [15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／
 特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項] ・ [2の項] (略)

[3の項]

提供地	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ② (ち地域を除く)	に地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表項番					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第3項に該当するもの	特別一般	特別一般	特定	特定	—

[3の2の項] (略)

[4の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロに該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

[3の2の項] (略)

[4の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項] ~ [7の項] (略)

[8の項]

提供地 外為令別表項番	地域名		
	い地域①	ほ地域	へ地域（ち地域を除く）
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の8の項（2）に掲げる技術であって、 <u>貨物等省令第20条第2項第一号ロ又は第三号ロに該当するもの</u>	(略)	特定	(略)
外為令別表の8の項（2）に掲げる技術であって、 <u>上記を除くもの</u>	特別一般 一般	特別一般	二

[9の項] ~ [15の項] (略)

注1) ~ 注4) (略)

注5) ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、いずれの包括許可も適用できない。

。「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋）

国・地域	地域名											
	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域

[5の項] ~ [7の項] (略)

[8の項]

提供地 外為令別表項番	地域名		
	い地域①	ほ地域	へ地域（ち地域を除く）
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の8の項（2）に掲げる技術	(略)	特別一般	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

[9の項] ~ [15の項] (略)

注1) ~ 注4) (略)

注5) ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、いずれの包括許可も適用できない。

。「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋）

国・地域	地域名											
	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域

(略)													
エストニア		○		○					○	○	○		
<u>エスワティニ</u> <u>王国</u>			<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>			<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		
(略)													
<u>(削る)</u>													
(略)													

様式第1～様式aの2 (略)

(略)													
エストニア		○		○						○	○	○	
<u>(新設)</u>													
(略)													
<u>スワジランド</u>				<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>			<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
(略)													

様式第1～様式aの2 (略)